

投資家の皆様へ

## 上場株券等の「電子化」のご案内について

**2009年(平成21年)1月から、上場株券等は「電子化」されます** (注)

- ◇ 上場株券等の「電子化」とは、証券取引所に上場されている株券等を電子化(ペーパーレス化)し、株式の新規発行(新規上場)、売買、譲渡、質入れ等、上場株式等に係る権利の移転等が、証券会社等のコンピュータシステム上の帳簿(以下「振替口座簿」といいます。)の記録により管理される制度です。
- ◇ 2009年1月から、上場株式等は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)の適用を受けることとなり、上場株券等は「無効」となります。
- ◇ 証券会社等へ預託していた上場株券等は、「電子化」後は、返還できません。

(注) 実務界では、2009年1月5日の実施で準備中です。(法律の規定により、2009年6月8日までの範囲内において政令で定める日とされています。)

※ お客様の中で、まだ、(株)証券保管振替機構(以下「ほふり」といいます。)への預入れに同意されていない方は、お早めに、同意手続きをお願いいたします。

**上場株券等が「電子化」されると、**

- ◇ 上場株券等が発行されないため、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ◇ 株式発行、譲渡、質入れ、名義書換等に伴うリスクやコストが削減されます。
- ◇ お客様の情報は、「ほふり」で一元的に管理され、その情報に基づき、発行会社は「株主名簿」等を作成します。
- ◇ 「電子化」の際、上場株券等を「ほふり」に預けていれば、発行会社設定口座(特別口座)で管理されることはありません。売却の際もスムーズです。
- ◇ 特定口座(個人の譲渡益源泉徴収・簡易申告口座)は、引き続き、ご利用になれます。

## 上場株券等の「電子化」のための約款の変更について

今般、「電子化」のための事前準備として、お客様の同意をいただくために、以下のような内容を盛り込んだ、保護預り約款の変更手続きを行います。

### 【主な改正内容】

#### 1. お客様の情報に関して

- ・ 「電子化」のための事前準備として、証券会社では、「ほふり」が定める方法に従い、お客様の情報（氏名又は名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の氏名（\*1））を「ほふり」に通知いたします。これは、一元的にお客様の情報を管理する必要があるためです。
- ・ 上記に基づき、「ほふり」に通知したお客様の情報（生年月日を除きます。）は、「ほふり」を通じて、お客様が他の証券会社に保護預り口座を開設している場合の当該他の証券会社にも通知される場合があります。

（\*1）お客様の氏名又は名称及び住所の中に、振替制度で指定されていない漢字等が含まれている場合には、振替制度で指定された文字に変換して「ほふり」に通知します。

#### 2. お客様の株券等に関して

- ・ 法律等の規定により、証券会社では、「電子化」前の一定期間（\*2）、上場株券等をお預りしたり、また、既にお預りした上場株券等を返還できません。また、「電子化」後も、振替法により、お預りした上場株券等を返還できません。
- ・ 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間、証券会社では、お客様からお預りした上場株券を、「ほふり」に預託する場合があります。この場合、証券会社では、預託した旨をお客様に通知いたします。

（\*2）法律上は、「施行日の2週間前の日から施行日の前日まで」とされておりますが、詳しくは、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

- ◇ 今回の保護預り約款変更の目的は、主に、「電子化」のための事前準備の対応のためであり、今後予定されている「ほふり」の規則改正を受け、再度変更を行う予定です。
- ◇ 「電子化」後の上場株式等についての振替口座管理約款（仮称）につきましては、改めて、お客様にお知らせする予定です。

■保護預り約款の変更の内容については、お取引のある証券会社にお問い合わせください。

■「電子化」に関する情報について

日本証券業協会 証券決済制度改革推進センター（証券受渡・決済制度改革懇談会事務局）  
TEL : 03-3667-4500(平日 9:00~17:00) URL : <http://www.kessaicenter.com>

※懇談会は、わが国の証券決済制度改革の早期実現等を推進するため、1999年(平成11年)7月、業界横断的に関係者がメンバーとなって設置されたプロジェクト機関です。